

[約 旨]

1. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
2. 納入場所 岩沼市立 学校給食室とする。
3. 納入時間 生鮮食品・冷凍食品等は当日午前 時 分から 時 分まで、その他の物資は、使用1週間前から前日午後3時までとする。
但し、8時00分～8時15分は児童・生徒の登校が混雑し危険であるため、この時間帯は避ける。
4. 納品書 納品書は、必ず物資納入時に提出すること。
5. 納入
 - ・検収の結果、不合格品や数量不足の場合、指定期間内に良品と引換え、納入するものとする。
 - ・不慮の事故や、やむをえない事情により納入できない場合は、業者の責任において代行者を定め、学校長の承認を受け、納入するものとする。
 - ・その他の納入に係わる条件等については、別紙「学校給食物資納入条件」によるものとする。
6. 納入価格 野菜・果物は時価とし、その他の物資は、学期の見積り合わせの価格とする。
7. 請求書 翌月10日頃まで学校長あて提出する。
8. 消費税の取
り扱い 請求書には、学校給食物資納入総額と税額の別を明示して提出すること。
税額の端数（1円未満）については、切り捨てるものとする。
9. 支払方法 原則として翌月の末日まで指定の口座に振込むものとする。
但し、4月分は集金の関係上6月末日の支払いとなる。
(振込み手数料は業者負担)
10. 物資の取り
扱い 衛生的であること。なお、生鮮食品取り扱い業者においては、食品衛生監視票検査結果（毎年提出）、検便結果(每学期提出)を提出するものとする。
微生物検査及び理化学検査の結果について、原材料として不適と判断した場合には、納入業者の変更を行うことがある。
11. 契約解除 上記事項に違反した場合は、購入者が一方的に契約を解除することができる。